

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成20年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

目次

規 則	告 示	ページ
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）		23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）		23
○道路の供用の開始……………（道路課）		23
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納局総務課）		23

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第105号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表中「年0.5パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年8月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

北海道告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 羽幌原野古丹別停車場線	苫前郡羽幌町字中央715番9地先から	平成20.11.21
	苫前郡羽幌町字中央1570番1地先まで	

北海道告示第733号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月31日から施行する。

平成20年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項札幌市農業協同組合の事項を削る。

